平成２１年（フ）第４７号
福岡県行橋市大字今井2490番地
債務者　池田　哲雄
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
青森県上北郡七戸町字七戸156番地
債務者　新山　高敏
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１５号
川崎市高津区明津18番地　中島荘
債務者　中本　俊一
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
佐賀県鳥栖市宿町1429番地３
債務者　守田　繁美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1284番地１
債務者　徳原　泰英
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
佐賀県多久市多久町2543番地18
債務者　北島利惠子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９５号
沖縄県宜野湾市字宇地泊67番地
債務者　大見謝　緑
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１２８号
釧路市文苑１丁目25番３号　ドリームコート101
債務者　渡辺　優子（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月12日午前11時
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１６８号
釧路市紫雲台２番18号　長生園
債務者　桜内千代子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月12日午前11時
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１７１号
釧路市住吉１丁目５番４号
債務者　佐藤　明伸
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月12日午前11時
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１２９５号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目64番３―305号
債務者　中澤真佐人
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３０８号
神奈川県藤沢市善行坂２丁目１番19―405号
債務者　加賀美宏美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３５８号
神奈川県大和市下鶴間3037番地７
債務者　山本　　賢
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３５９号
横浜市港南区芹が谷５丁目10番36号
債務者　薫森　　巖
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４号
島根県出雲市塩冶町496番地、前住所島根県出雲市塩冶有原町５丁目42番地
債務者　矢田喜美枝（旧姓原）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第９５号
香川県丸亀市郡家町328番地２
債務者　市川　　齊
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午前11時10分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第９６号
香川県丸亀市郡家町328番地２
債務者　市川嘉代子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午前11時10分
高松地方裁判所丸亀支部